

東御市環境管理委員会要綱

制 定 年 月 日

令和 2年 4月 15日

改
定
履
歴

施 行 年 月 日

内 容

施 行 年 月 日

内 容

規
定
内
容

第 1 条 趣旨

第 2 条 所掌事務

第 3 条 組織

第 4 条 委員長及び副委員長の職務

第 5 条 会議

第 6 条 委員長の専決

第 7 条 会議の記録

第 8 条 意見の聴取

第 9 条 庶務

第 10 条 補則

附 則

東御市環境管理委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東御市環境管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境方針の策定に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの見直しに関すること。
- (3) 環境管理組織全体の目標達成度の監視及び測定に関すること。
- (4) その他、環境管理統括者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長、各部課等の長をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 4 必要に応じて、各部長級の職を長として、分科会を置くことができる。
- 5 各委員の分科会への所属は、委員会の会議で決定する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 分科会の会議は、分科会長の招集により随時開催することができる。

(委員長の専決)

第6条 第2条の審議事項について、緊急、又はやむを得ないときは、委員長が専決することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決したときは、これを他の委員に報告し、同意を求めなければならない。

(会議の記録)

第7条 委員会の会議は、議事録に記録する。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、専門的事項の審議その他必要と認めるときは、委員以外の者を出席

させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境管理事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。